

※この法令は廃止されています。

平成二十五年原子力規制委員会規則第三十二号

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十一条の七第三項第三号の規定に基づき、特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則を次のように制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 品質管理監督システム（第三条—第七条）
- 第三章 経営責任者の責任（第八条—第十九条）
- 第四章 資源の管理監督（第二十条—第二十四条）
- 第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施（第二十五条—第四十五条）
- 第六章 監視測定、分析及び改善（第四十六条—第五十五条）

附則

- 第一章 総則
- （適用範囲）

第一条 この規則は、特定廃棄物管理施設について適用する。

（定義）

この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「品質管理監督システム」とは、廃棄物管理事業者が品質に関して保安活動を実施する部門（以下「部門」という。）の管理監督を行うための仕組み（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。）をいう。
- 二 「資源」とは、個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他個別業務（保安活動を構成する個別の業務をいう。以下同じ。）に活用される資源をいう。
- 三 「品質方針」とは、品質保証の実施のために経営責任者が定め、表明する基本的な方針をいう。
- 四 「照査」とは、設定された目標を達成する上での妥当性及び有効性を判定することをいう。
- 五 「プロセス入力情報」とは、あるプロセス（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Q九〇〇〇のプロセスをいう。以下同じ。）を実施するに当たって提供される、品質管理のために必要な情報等をいう。
- 六 「プロセス出力情報」とは、あるプロセスを実施した結果得られる情報等をいう。
- 七 「妥当性確認」とは、特定廃棄物管理施設並びに手順、プロセスその他の個別業務及び品質管理の方法が期待される結果を与えることを検証することをいう。

第二章 品質管理監督システム

（品質管理監督システムに係る要求事項）

第三条 廃棄物管理事業者は、この規則の規定に従つて、品質管理監督システムを確立し、実施す

- るとともに、その実効性を維持しなければならない。
- 2 廃棄物管理事業者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 品質管理監督システムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）を明らかにするとともに、当該プロセスのそれぞれについてどのように適用されるかについて識別できるようにすること。
- 2 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

四 プロセスの実施及び管理の実効性の確保に必要な判定基準及び方法を明確にすること。
五 利用できる体制を確保すること。
六 プロセスを監視測定し、及び分析すること。ただし、測定することが困難な場合は、測定することを要しない。

七 プロセスについて、第一号の結果を得るため、及び実効性を維持するために、所要の措置を講ずること。
八 品質保証の実施に係るプロセス及び組織を品質管理監督システムと整合的なものとすること。

（社会科学及び行動科学の知識を踏まえて、保安活動を促進すること。）

九 廃棄物管理事業者は、この規則の規定に従つて、プロセスを管理しなければならない。

十 廃棄物管理事業者は、個別業務又は特定廃棄物管理施設に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合性に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。

十一 廃棄物管理事業者は、前項の管理を品質管理監督システムの中で識別することができるよう規定しなければならない。

十二 廃棄物管理事業者は、保安のための重要度に応じて、品質管理監督システムに係る要求事項を適切に定めなければならない。

十三 廃棄物管理事業者は、保安のための重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならぬ。

（品質管理監督システムの文書化）

十四 廃棄物管理事業者は、前条第一項の規定により品質管理監督システムを確立するときは、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。

（品質方針表明書及び品質目標表明書）

十五 廃棄物管理システムを規定する文書（以下「品質管理監督システム基準書」という。）

（品質管理監督システム基準書）

十六 廃棄物管理事業者は、品質管理監督システム基準書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

十七 品質保証の実施に係る組織に関する事項

（保安活動の計画に関する事項）

十八 保安活動の実施に関する事項

（保安活動の評価に関する事項）

十九 保安活動の改善に関する事項

（品質管理監督システムの範囲）

二十 品質管理監督システムのため作成した手順書の内容又は当該手順書の文書番号その他参考情報

（各プロセスの相互の関係）

（文書の管理）

二十一 廃棄物管理事業者は、この規則に規定する文書その他品質管理監督システムに必要な文書（記録を除く。以下「品質管理監督文書」という。）を管理しなければならない。

二十二 廃棄物管理事業者は、次に掲げる業務に必要な管理を定めた手順書を作成しなければならない。

二十三 品質管理監督文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性を照査し、その発行を承認するこ

十 品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更

十一 部門又は職員等からの改善のための提案

(経営責任者照査に係るプロセス出力情報)

- 第十九条** 廃棄物管理事業者は、経営責任者照査から次に掲げる事項に係る情報を得て、所要の措置を講じなければならない。
- 一 品質管理監督システム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善
 - 二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
 - 三 品質管理監督システムの妥当性及び実効性の維持を確保するために必要な資源

第四章 資源の管理監督

(資源の確保)

- 第二十条** 廃棄物管理事業者は、保安のために必要な資源を明確にし、確保しなければならない。

(職員)

- 第二十一条** 廃棄物管理事業者は、職員に、次に掲げる要件を満たしていることをもつてその能力が実証された者を充てなければならない。

- 一 適切な教育訓練を受けていること。

- 二 所要の技能及び経験を有していること。

(教育訓練等)

- 第二十二条** 廃棄物管理事業者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 職員にどのような能力が必要かを明確にすること。

- 二 職員の教育訓練の必要性を明らかにすること。

- 三 前号の教育訓練の必要性を満たすために教育訓練その他の措置を講ずること。

- 四 前号の措置の実効性を評価すること。

- 五 職員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の関連性及び重要性を認識するとともに、

- 自らの貢献の方途を認識しているようにすること。

- 六 職員の教育訓練、技能及び経験について適切な記録を作成し、これを管理すること。

- 第二十三条** 廃棄物管理事業者は、保安のために必要な業務運営基盤(個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。)を明確にして、これを維持しなければならない。

(業務運営基盤)

- 第二十四条** 廃棄物管理事業者は、保安のために必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。

第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

(個別業務に必要なプロセスの計画)

- 第二十五条** 廃棄物管理事業者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。

- 1 個別業務事業者は、前項の規定により策定された計画(以下「個別業務計画」という。)と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。

- 2 廃棄物管理事業者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。

- 一 個別業務又は特定廃棄物管理施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項

- 二 所要のプロセス、品質管理監督文書及び資源であつて、個別業務又は特定廃棄物管理施設に固有のもの

- 三 所要の検証、妥当性確認、監視測定並びに検査及び試験(以下「検査試験」という。)である

- つて、当該個別業務又は特定廃棄物管理施設に固有のもの及び個別業務又は特定廃棄物管理施設に設の適否を決定するための基準(以下「適否決定基準」という。)であつて、当該個別業務又は特定廃棄物管理施設に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録

4 廃棄物管理事業者は、個別業務計画の策定に係るプロセス出力情報を、作業方法に見合う形式によるものとしなければならない。

(個別業務等要求事項の明確化)

- 第二十六条** 廃棄物管理事業者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にしなければならない。
- 一 特定廃棄物管理施設の外部の者が明示してはいないものの、個別業務又は特定廃棄物管理施設に必要な要求事項であつて既知のもの
 - 二 関係法令のうち、当該個別業務又は特定廃棄物管理施設に関するもの
 - 三 その他廃棄物管理事業者が明確にした要求事項

(個別業務等要求事項の照査)

- 第二十七条** 廃棄物管理事業者は、個別業務の実施又は特定廃棄物管理施設の使用に当たって、あらかじめ、個別業務等要求事項の照査を実施しなければならない。

- 1 当該個別業務又は特定廃棄物管理施設に係る個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合には、当該相違点が解明されていること。

- 2 廃棄物管理事業者は、前項の照査を実施するに当たっては、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 当該個別業務又は特定廃棄物管理施設に係る個別業務等要求事項が定められていること。

- 二 当該個別業務又は特定廃棄物管理施設においては、当該相違点が解明されていること。

- 三 廃棄物管理事業者が、あらかじめ定められた要求事項に適合する能力を有していること。

- 4 廃棄物管理事業者は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようになるとともに、関連する職員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにならなければならぬ。

(特定廃棄物管理施設の外部の者との情報の伝達)

- 第二十八条** 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設の外部の者との情報の伝達のために実効性のある方法を明らかにして、これを実施しなければならない。

(設計開発計画)

- 第二十九条** 廃棄物管理事業者は、設計開発(特定廃棄物管理施設に必要な要求事項を考慮し、特定廃棄物管理施設の仕様を定めることをいう。以下同じ。)の計画(以下「設計開発計画」といいう。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。

- 2 廃棄物管理事業者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

- 1 設計開発の段階

- 2 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認

- 3 設計開発に係る部門及び職員の責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限

- 3 廃棄物管理事業者は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようになるために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理監督しなければならない。

- 4 廃棄物管理事業者は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に更新しなければならない。

(設計開発に係るプロセス入力情報)

- 第三十条** 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設に係る要求事項に関連した次に掲げる設計開発に係るプロセス入力情報を明確にするとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

- 1 意図した使用方法に応じた機能又は性能に係る特定廃棄物管理施設に係る要求事項

- 2 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発へのプロセス入力情報として適用可能なもの

2 廃棄物管理事業者は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法を、前条の調達物品等要求事項の中で明確にしなければならない。

(個別業務の管理)

第三十九条 廃棄物管理事業者は、個別業務を、次に掲げる管理条件（個別業務の内容等から該当しないと認められる管理条件を除く。）の下で実施しなければならない。

一 保安のために必要な情報が利用できる体制であること。

二 手順書が利用できる体制であること。

三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。

四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。

五 第四十九条の規定に基づき監視測定を実施していること。

六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)

第四十条 廃棄物管理事業者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果であるプロセス出力情報を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不具合が明らかになる場合を含む。）においては、妥当性確認を行わなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によって実証しなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、当該プロセスの内容等から該当しないと認められる事項を除く。

一 当該プロセスの照査及び承認のための判定基準

二 設備の承認及び職員の適格性の確認

三 方法及び手順

四 第七条に規定する記録に係る要求事項

五 再妥当性確認（個別業務に関する手順を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うこと）

（識別）

第四十一条 廃棄物管理事業者は、個別業務に関する計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により個別業務及び特定廃棄物管理施設を識別しなければならない。

（追跡可能性の確保）

第四十二条 廃棄物管理事業者は、追跡可能性（履歴、適用又は所在を追跡できる状態にあることをいふ。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、個別業務又は特定廃棄物管理施設を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。

（特定廃棄物管理施設の外部の者の物品）
第四十三条 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、当該物品に関する記録を作成し、これを管理しなければならない。

（調達物品の保持）

第四十四条 廃棄物管理事業者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品の状態を保持

（識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。

（監視測定のための設備の管理）

第四十五条 廃棄物管理事業者は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確にしなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合においては、監視測定のための設備を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。

一 あらかじめ定めた間隔で、又は使用の前に、計量の標準（当該標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録すること。）まで追溯することが可能な方法により校正又は検証がなされていること。

二 所要の調整又は再調整がなされていること。

三 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。

四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。

五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。

六 所要の調整又は再調整がなされていること。

第六章 監視測定、分析及び改善

第四十六条 廃棄物管理事業者は、次に掲げる業務に必要な監視測定、分析及び改善に係るプロセスについて、計画を策定し（適用する検査試験の方法（統計学的方法を含む。）及び当該方法の適用の範囲の明確化を含む。）、実施しなければならない。

一 個別業務等要求事項への適合性を実証すること。

二 品質管理監督システムの適合性を確保し、実効性を維持すること。

（特定廃棄物管理施設の外部の者の意見）

第四十七条 廃棄物管理事業者は、品質管理監督システムの実施状況の監視測定の一環として、保安の確保に対する特定廃棄物管理施設の外部の者の意見を把握しなければならない。

一 個別業務計画、この規則の規定及び当該品質管理監督システムに係る要求事項に適合していること。

2 廃棄物管理事業者は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確にしなければならない。

第四十八条 廃棄物管理事業者は、品質管理監督システムが次に掲げる要件に適合しているかどうかを明確にするために、あらかじめ定めた間隔で、客観的な評価を行う部門又は特定廃棄物管理施設の外部の者による内部監査を実施しなければならない。

一 個別業務計画、この規則の規定及び当該品質管理監督システムに係る要求事項に適合していること。

2 廃棄物管理事業者は、内部監査を行う職員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、内部監査員に自らの個別業務を内部監査させてはならない。

4 廃棄物管理事業者は、内部監査を行なう職員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、その責任及び権限並びに要求事項を手順書の中で定めなければならない。

5 廃棄物管理事業者は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告及び記録の

7 廃棄物管理事業者は、内部監査された領域に責任を有する管理者に、発見された不適合及び当該不適合の原因を除去するための措置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。

(プロセスの監視測定)

第四十九条 廃棄物管理事業者は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う監視測定の方法を適用しなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることを実証しなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることを実証しなければならない。

4 廃棄物管理事業者は、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。

(特定廃棄物管理施設に対する検査試験)

第五十条 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設が要求事項に適合していることを検証するため、特定廃棄物管理施設に対して検査試験を行わなければならない。

1 廃棄物管理事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第二号に規定する手順書に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、検査試験の適否決定基準への適合性の証拠となる検査試験の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、検査試験の適否決定基準への適合性の証拠となる検査試験の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。

4 廃棄物管理事業者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った者を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。

5 廃棄物管理事業者は、個別業務計画に基づく検査試験を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。

6 廃棄物管理事業者は、個別業務及び特定廃棄物管理施設の重要度に応じて、検査試験を行う者を定めなければならない。この場合において、検査試験を行う者の独立性を考慮しなければならない。

(不適合の管理)

第五十一条 廃棄物管理事業者は、要求事項に適合しない個別業務又は特定廃棄物管理施設が放置されることを防ぐよう、当該個別業務又は特定廃棄物管理施設を識別し、これが管理されているようにならなければならない。

1 廃棄物管理事業者は、不適合の処理に係る管理及びそれに関する責任及び権限を手順書に定めなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。

4 個別業務の実施、特定廃棄物管理施設の使用又はプロセスの次の段階に進むことの承認を行うこと（以下「特別採用」という）。

5 本来の意図された使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。

四 個別業務の実施後に不適合を発見した場合においては、その不適合による影響又は起り得る影響に対して適切な措置を講ずること。

4 廃棄物管理事業者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対するための措置を講じた措置（特別採用を含む）の記録を作成し、これを管理しなければならない。

5 廃棄物管理事業者は、品質管理監督システムが適切かつ実効性のあるものであることとを実証するため、及びその品質管理監督システムの実効性の改善の余地を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。

（データの分析）

2 廃棄物管理事業者は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならぬ。

1 第四十七条第二項の規定により収集する特定廃棄物管理施設の外部の者からの意見

二 個別業務等要求事項への適合性

三 プロセス、特定廃棄物管理施設の特性及び傾向（予防処置を行う端緒となるものを含む。）

四 調達物品等の供給者の供給能力（改善）

第五十三条 廃棄物管理事業者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、予防処置及び経営責任者照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更を実施しなければならない。

(是正処置)

第五十四条 廃棄物管理事業者は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正処置を講じなければならない。この場合において、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した根本的な原因を明確するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）を、手順を確立した上で、行わなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、次に掲げる要求事項を規定した是正処置手順書を作成しなければならない。

一 不適合の照査

二 不適合の原因の明確化

三 不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価

四 所要のは正処置（文書の更新を含む。）の明確化及び実施

五 是正処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた是正処置の結果の記録

六 講じた是正処置及びその実効性についての照査

（予防処置）

第五十五条 廃棄物管理事業者は、起りこり得る問題の影響に照らし、適切な予防処置を明確にして、これを講じなければならない。この場合において、自らの特定廃棄物管理施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映しなければならない。

一 一起り得る不適合及びその原因の明確化

二 予防処置の必要性の評価

三 所要の予防処置の明確化及び実施

四 予防処置に関して調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた予防処置の結果の記録

五 講じた予防処置及びその実効性についての照査

附 則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

附 則（平成三十一年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成三十年原子力規制委員会規則第十一号）の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。